

# **登米市放課後児童クラブ等設置・運営方針**

**平成29年3月**

**(令和5年1月改定)**

# ～ 目 次 ～

1	目 的	1
2	放課後児童クラブの概要	
	(1) 放課後児童クラブとは	2
	(2) 放課後児童クラブの実施状況	2
	(3) 公立の放課後児童クラブの運営体制	2
3	放課後児童クラブの課題	
	(1) 放課後児童クラブの実施場所	4
	(2) 放課後児童支援員等の確保	4
	(3) 「放課後子ども総合プラン登米市行動計画」で目指す放課後子ども教室との 一体的な事業運営の推進	4
4	放課後児童クラブの今後の方向性	
	(1) 基本的な考え方	5
	(2) 具体的な取組み内容	5
	(3) 小学校別の整備方針	7
5	関連する施設運営及び事業の見直し	
	(1) 児童館と児童活動センター	9
	(2) 子育て支援センター事業の今後の方向性	11

# 1 目 的

本市では、平成 27 年 3 月に次世代育成支援行動計画を包含した「登米市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「安心・子育て・住みたいまち・登米」を基本理念に定め、その達成に向け 7 つの基本方針を掲げ子育て支援の取り組みを進めています。そしてこの基本方針のうち「地域みんなで支える子育て家族」を推進する事業として「放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）」や「地域子育て支援拠点事業（以下「子育て支援センター事業」という。）」を位置づけています。

一方、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせる環境づくりを目指し平成 28 年 3 月に策定した「放課後子ども総合プラン登米市行動計画」（以下「行動計画」という。）では、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な取り組み（一体型<sup>\*1</sup>または連携型<sup>\*2</sup>での実施）を進めることとしています。

この「登米市放課後児童クラブ等設置・運営方針」では、行動計画で目指す放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な取り組みを推進するための方向性を示すとともに、小学校再編に伴う今後のあり方を整理し、放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保するため、実施施設の整備について、その方向性を示すものです。

また、児童館で実施している子育て支援センター事業についても、子育て家庭の親子が安心して身近で気軽に集うことのできる居場所づくりを進めるため、その方向性を示すものです。

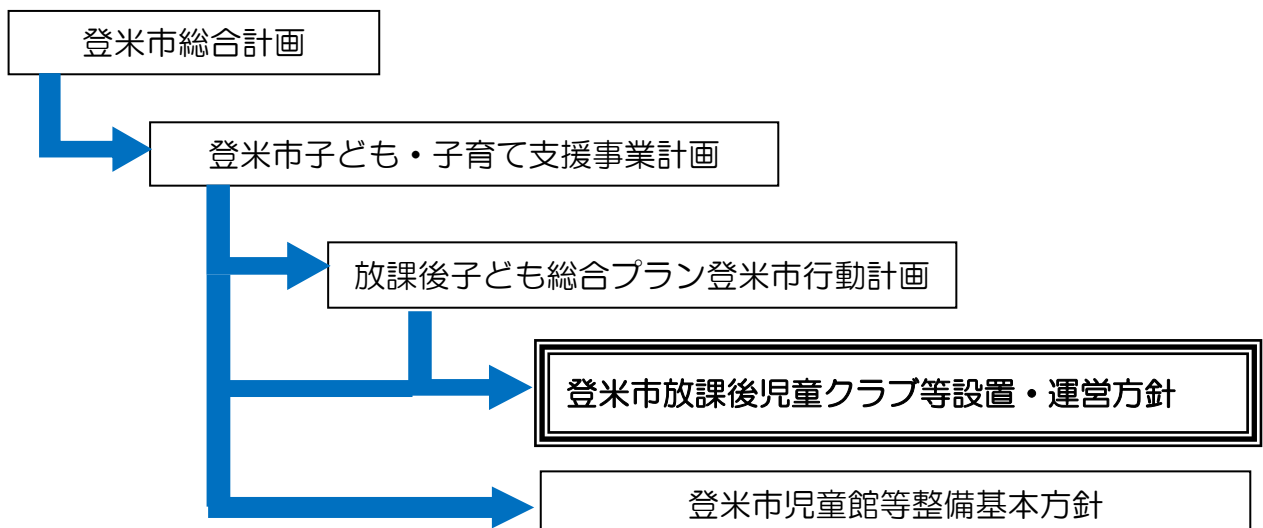
**\*1 一体型**

放課後児童クラブと放課後子ども教室が同一の小学校内または隣接する場所等にあり、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものをいう。

**\*2 連携型**

一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加するものをいう。

## 計画の体系図



## 2 放課後児童クラブの概要

### (1) 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者が労働等により日中家庭にいない小学校の児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、生活指導及び遊びを主とした活動を行い、放課後児童の健全な育成を図ることを目的として行う児童福祉法に基づく事業です。

これまで「概ね 10 歳未満」とされていた対象児童については、平成 27 年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」に伴って、「小学生の児童」とされ、登米市においても対象児童を 6 年生までに拡大して実施しています。

### (2) 放課後児童クラブの実施状況

本市で実施している放課後児童クラブは、公立 21、民間 6 で、「登米市子ども・子育て支援事業計画」では、公立のほか民間の 6 児童クラブについても受け入れ施設として位置づけています。また、公立の児童クラブでは、児童館や学校の余裕教室等を活用し、民間の児童クラブでは、独自にクラブ室を設置して実施しています。

開設時間は、児童が下校後、公立の児童クラブは午後 6 時 30 分まで、民間の児童クラブは午後 7 時までとなっています。定員は、公立が 1,080 人、民間が 285 人となっています。

また、公立の放課後児童クラブでは、平成 28 年度から保護者が冠婚葬祭等やむを得ない理由によって、一時的に保育ができない児童を対象とした放課後児童クラブの一時利用についても実施しています。

### (3) 公立の放課後児童クラブの運営体制

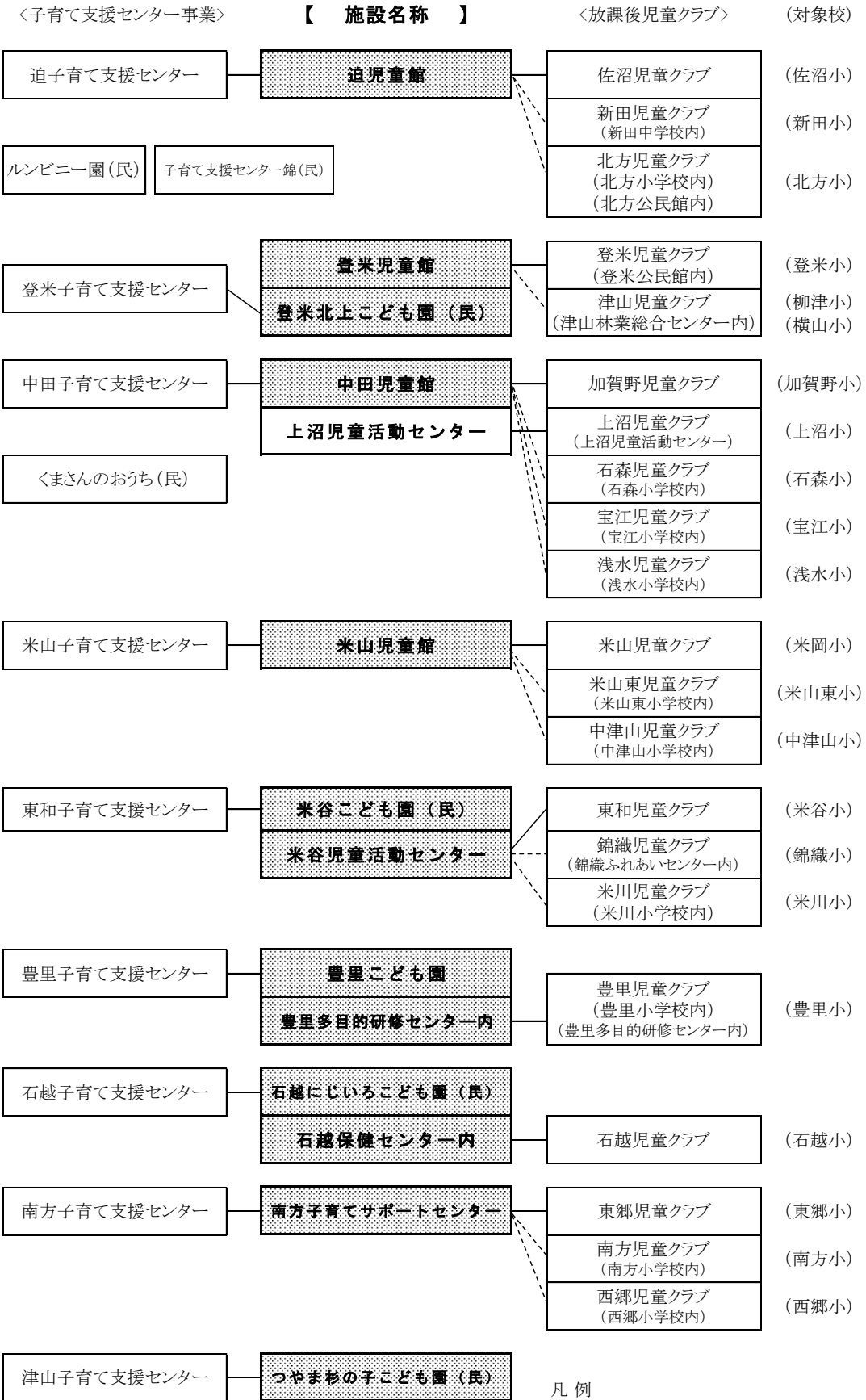
公立の放課後児童クラブは、小学校ごとに 1 か所での運営を基本とするものの、登録児童数の増加等により、1 か所での活動ができない場合は、近隣の公共施設を借用して運営しています。

また、指導する放課後児童支援員は、登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）に規定する職員配置基準により支援の単位ごとに 2 名を配置し、全員が会計年度任用職員となっています。

なお、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までの運営となる土曜日や長期休業期間は、放課後児童支援員の確保が困難なことから、利用児童の少ない日は放課後児童クラブを集約して実施しており、特に長期休業期間は、会計年度任用職員を増員するほか、小中学校の学習支援員を指導員として配置することで、職員の不足を補っています。

**体制図**

◆網掛けは「拠点となる施設」



凡例

実線	当該施設で実施している事業
点線	拠点となる施設で所管している事業
線なし	民間事業者が実施している子育て支援センター事業

※施設名称の(民)については、民間事業者の運営施設であるもの

### 3 放課後児童クラブの課題

#### (1) 放課後児童クラブの実施場所

放課後児童クラブを実施する場合は、運営基準により児童一人当たりの面積が概ね1.65㎡以上確保することとされ、さらに利用者の衛生及び安全が確保されたものでなければならないこととされています。

一方、現在実施している放課後児童クラブでは、利用児童が多いため2か所以上に分かれて実施したり、適当な施設がないため児童をバスで送迎して実施しているなどの課題のほか、施設によっては老朽化に伴い修繕や建て替えが必要であるなど、実施施設面での課題もあります。

#### (2) 放課後児童支援員等の確保

放課後児童クラブの運営にあたっては、概ね児童30名に2名の「放課後児童支援員」を配置することと定められています。このため、登米市のみならず全国的にも有資格者が不足している状況で、今後も適正な運営を維持していくためには、放課後児童支援員の確保が課題となります。

※放課後児童支援員2名のうち1名は補助員（無資格）でも可となっています。

#### (3) 「放課後子ども総合プラン登米市行動計画」で目指す放課後子ども教室との一体的な事業運営の推進

放課後子ども教室は、全児童を対象に放課後の安全・安心な活動拠点を確保し、体験活動や地域住民との交流活動を行うことを目的としている事業で、運営はコーディネーター、学習アドバイザー及び安全管理員の地域スタッフが活動を支えています。

「放課後子ども総合プラン登米市行動計画」では、放課後子ども教室との一体的な事業展開を図ることとしています。そのためには放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが企画段階から連携し、プログラムの内容や実施日等を検討する必要があります。

#### ～ 『放課後子ども総合プラン登米市行動計画（令和2年4月改訂版）』の概要 ～

放課後子ども教室は、すべての小学生を対象として、放課後の安全・安心な活動拠点を確保し、体験活動や地域住民との交流活動を行うことを目的に実施し、市内11か所で、主に小学校の余裕教室を利用して運営しています。行動計画では、市内すべての小学校で放課後児童クラブとの一体型もしくは連携型事業として実施することを目標としています。

##### 【具体的な取り組み】

- ◎下校時間までの運営もしくは放課後児童クラブと一体型・連携型での実施を推進し、すべての小学校に放課後子ども教室を設置します。
- ◎学校・地域ごとに学校関係者との連絡調整を行い、情報の共有を行います。
- ◎学校の余裕教室の調査と学校施設の積極的な利用促進を図ります。
- ◎担当部局の定期的な連絡調整を行います。
- ◎保護者のニーズに応じた開所時間延長について、民間の放課後児童クラブとの連携を検討します。

## 4 放課後児童クラブの今後の方向性

### (1) 基本的な考え方

保護者が労働等により日中家庭にいない児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、放課後児童の健全な育成を図るといふ、放課後児童クラブの基本的な考え方を踏まえ、地域の実情やニーズを考慮し、次の3つの視点に着目し、放課後児童クラブの運営形態の見直しを図り、業務委託も含めた民営化を推進します。

- ①各小学校への放課後児童クラブの整備
- ②放課後児童支援員等の確保と質の向上
- ③放課後子ども教室との一体的な事業運営

### (2) 具体的な取り組み内容

#### ①各小学校への放課後児童クラブの整備

小学校の再編と併せて、学校内または学校周辺に放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的に実施できる施設を確保するとともに、子どもたちが下校時刻まで自由に遊べるスペースも確保します。

また、小学校の再編などで利用児童が増加した場合は、新たな放課後児童クラブの設置も検討します。

#### ②放課後児童支援員等の確保と質の向上

放課後児童支援員等の確保については、年間を通じて市ホームページ等で募集を行うほか、ハローワーク及び関係者を介し広く周知するとともに、放課後子ども教室安全管理員等、就学児童と関わりのある地域の人財育成を図り、条例に基づいた放課後児童支援員等の適正配置による適切な勤務シフト編成を行うなど、働きやすい勤務環境を整備し、放課後児童支援員等の確保に努めます。

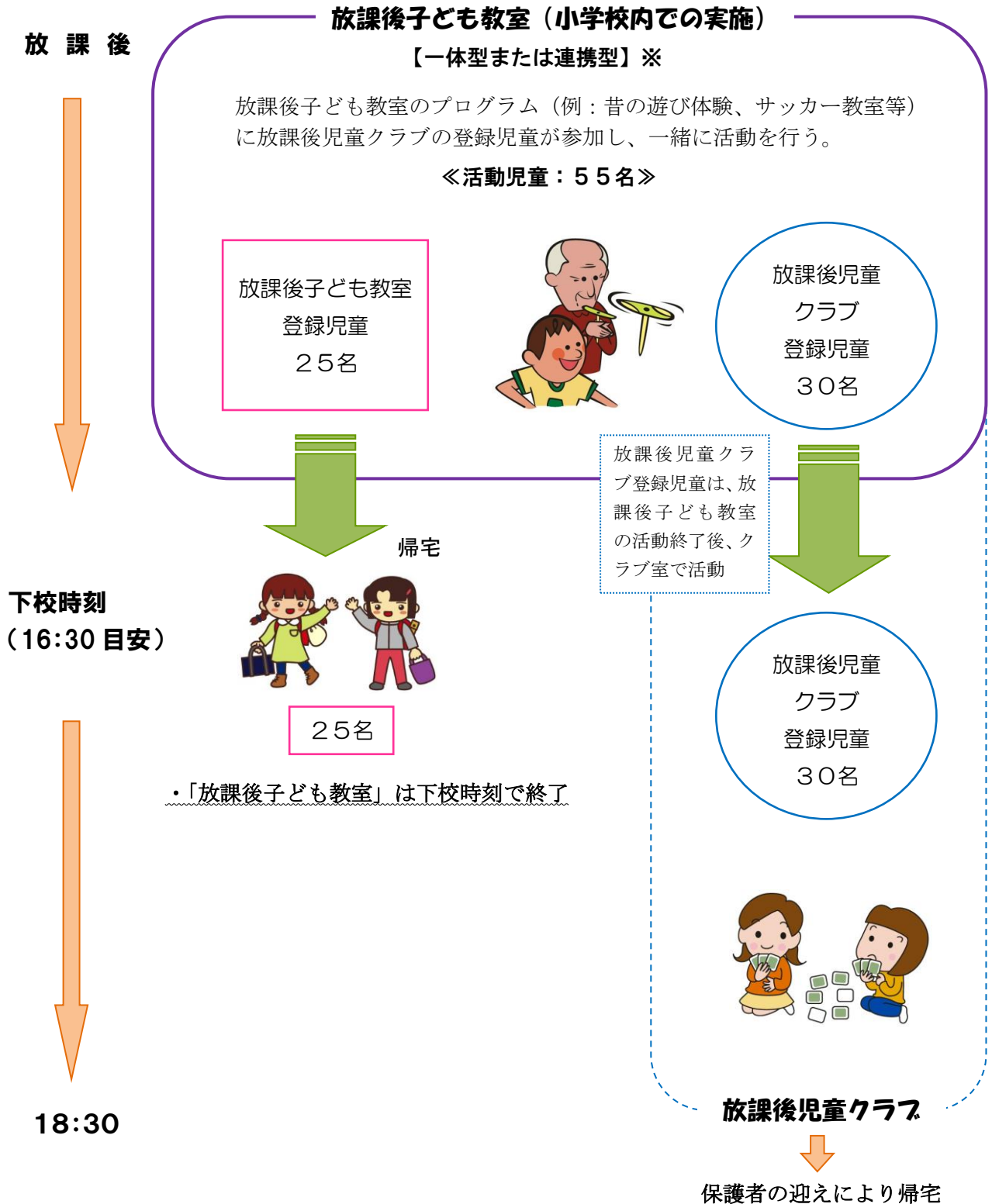
また、支援員等の質の向上を図るため、放課後児童支援員認定研修及び放課後児童支援員資質向上研修など、各種研修への参加を促進し知識及び技術の向上に努めます。

#### ③放課後子ども教室との一体的な事業運営

「放課後子ども総合プラン登米市行動計画」に基づき、市内全ての小学校で放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型若しくは連携型による定期開催型事業での実施を目指します。

⇒ 次ページ **一体的な事業実施のイメージ図** 参照

**放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な事業実施のイメージ図**



※

「一体型」とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室が同一の小学校内または隣接する場所等にあり、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものをいう。

「連携型」とは、一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加するものをいう。



### (3) 小学校別の整備方針

現在、公立において実施している放課後児童クラブごとの具体的な整備方針は、次のとおりとします。

令和4年度の実施状況					放課後児童クラブ整備方針	
町域	小学校	クラブ名	実施場所	定員	令和7年度まで	令和8年度以降
迫	佐沼小学校	佐沼児童クラブ	迫児童館	150	児童クラブを実施	小学校の再編と併せてクラブ室を整備し、民営化を推進します。
	北方小学校	北方児童クラブ	北方小学校 北方公民館	25 15	放課後子ども教室と一体型で実施	
	新田小学校	新田児童クラブ	新田中学校	30	放課後子ども教室と一体型で実施	
登米	登米小学校	登米児童クラブ	登米児童館 登米公民館	60 20	放課後子ども教室と一体型で実施	小学校の再編と併せてクラブ室を整備し、民営化を推進します。
東和	米川小学校	米川児童クラブ	米川小学校	30	小学校の再編と併せて児童活動センターを整備し、放課後子ども教室と一体型もしくは連携型で実施	民営化を推進します。
	米谷小学校	東和児童クラブ	米谷児童活動センター	40		
	錦織小学校	錦織児童クラブ	錦織ふれあいセンター	30		
中田	加賀野小学校	加賀野児童クラブ	中田児童館	130	児童クラブを実施	小学校の再編と併せてクラブ室を整備し、民営化を推進します。
	石森小学校	石森児童クラブ	石森小学校	30	児童クラブを実施	
	上沼小学校	上沼児童クラブ	上沼児童活動センター	30	児童クラブを実施	
			上沼ふれあいセンター	20		
	宝江小学校	宝江児童クラブ	宝江小学校	30	児童クラブを実施	
浅水小学校	浅水児童クラブ	浅水小学校	30	放課後子ども教室と一体型で実施		

令和4年度の実施状況					放課後児童クラブ整備方針	
町域	小学校	クラブ名	実施場所	定員	令和7年度まで	令和8年度以降
豊里	豊里小学校	豊里児童クラブ	豊里小学校	30	放課後子ども教室と一体型で実施	小学校の再編と併せてクラブ室を整備し、民営化を推進します。
			豊里多目的研修センター	70		
米山	米山東小学校	米山東児童クラブ	米山東小学校	30	放課後子ども教室と一体型で実施	小学校の再編と併せてクラブ室を整備し、民営化を推進します。
	米岡小学校	米山児童クラブ	米山児童館	40	児童クラブを実施	
	中津山小学校	中津山児童クラブ	中津山小学校	40	児童クラブを実施	
石越	石越小学校	石越児童クラブ	石越保健センター	40	放課後子ども教室と連携型で実施	小学校の再編と併せてクラブ室を整備し、民営化を推進します。
南方	南方小学校	南方児童クラブ	南方小学校	60	放課後子ども教室と一体型で実施	小学校の再編と併せてクラブ室を整備し、民営化を推進します。
	東郷小学校	東郷児童クラブ	南方子育てサポートセンター	30	児童クラブを実施	
	西郷小学校	西郷児童クラブ	西郷小学校	30	児童クラブを実施	
津山	柳津小学校	津山児童クラブ	津山林業総合センター	40	小学校の再編と併せて児童活動センターを整備し、放課後子ども教室と一体型で実施	民営化を推進します。
	横山小学校					

- ※1 「小学校」欄の網かけは、放課後子ども教室実施小学校（令和4年度現在）
- ※2 整備方針は、小学校の再編により変更となる可能性もあります。
- ※3 「一体型」とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室が、同一の小学校内もしくは隣接場所にある場合の実施方法です。
- ※4 「連携型」とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室のうち、どちらか一方が小学校内等以外の場所にある場合の実施方法です。
- ※5 民営化については、原則、放課後児童クラブの利用料徴収後に移行することとし、放課後児童クラブの業務委託を進めます。

## 5 関連する施設運営及び事業の見直し

放課後児童クラブの小学校別の整備方針と併せて、放課後児童クラブを実施している児童館等の施設運営と事業の見直しも行い、効率的かつ効果的な事業を展開します。

### (1) 児童館と児童活動センター

#### ①現状と課題

児童福祉法における児童厚生施設の位置づけとなっている市内5つの児童館（公立4か所、民間1か所）は小学校に隣接しており、自由来館ができるほか、放課後児童クラブや子育て支援センター事業を実施しています。児童館事業のこれまでの利用状況は、多くが小学生の利用となっており、放課後児童クラブの利用、小学校近くで自由来館できる場所としての事業ニーズは高くなっています。

また、児童厚生施設の位置づけとなっていない公立の児童活動センターが2か所あり、児童活動センターでは放課後児童クラブのみを実施しています。

#### ②児童館と児童活動センターの方向性

令和3年10月に「登米市児童館等整備基本方針」を策定し、小学校の再編に併せて各町域に児童活動センターの整備を進め、放課後児童クラブと児童館機能のひとつである自由来館を実施することとしました。

将来的に、児童館機能は迫児童館の1か所とし、迫児童館を中核施設として位置付け、各町域に整備する児童活動センターを統括します。

小学校再編と併せた整備後、放課後児童クラブ等を実施しなくなった児童館と児童活動センターについては、その時点の現状を踏まえ方向性を検討することとします。

#### 【迫児童館】

平成30年度に新児童館を開館しており、児童数が最も多く市内の人口が集中している佐沼地域に設置していることから、地域の子育て支援の核となる施設、市全体の中核施設として、将来的には「登米市児童館」として位置づけ管理運営を図ることとします。

#### 【登米児童館】

平成21年度に整備された施設であり、これまで地域の子育て支援の拠点施設として役割を果たしています。

登米町域の小学校再編については、当面現行どおりとなっていますので、引き続き機能を維持し、民間事業者への業務委託を視野に入れ、効率的かつ効果的な事業運営を目指していくこととします。

### 【中田児童館】

平成 14 年度に本館建築、平成 27 年度に児童クラブ室を増築した施設であり、これまで地域の子育て支援の拠点施設として役割を果たしています。

中田町域の小学校再編については、当面現行どおりとなっていますので、引き続き機能を維持し、民間事業者への業務委託を視野に入れ、効率的かつ効果的な事業運営を目指していくこととします。

### 【米山児童館】

昭和 54 年度に整備された幼稚園を転用した施設であり、施設の老朽化が著しいため、小学校の再編と併せて放課後児童クラブや自由来館の場所を確保し、地域の児童の安全性、利便性を図っていくこととします。

米山地区公共施設複合化整備事業において、小学校の再編と併せて児童活動センターを整備する構想となっていることから、今後は児童活動センターで放課後児童クラブや自由来館を実施していくこととします。

現行施設での児童館事業は廃止することとします。

### 【米谷児童活動センター】

昭和 54 年度に整備された幼稚園を転用した施設であり、施設の老朽化が著しいため、小学校の再編と併せて放課後児童クラブや自由来館の場所を確保し、地域の児童の安全性、利便性を図っていくこととします。

現行施設での放課後児童クラブ事業は廃止することとします。

### 【上沼児童活動センター】

放課後児童クラブの待機児童解消のため、平成 20 年度に整備された小規模の施設です。

中田町域の小学校再編については、当面現行どおりとなっていますので、引き続き機能を維持し、民間事業者への業務委託を視野に入れ、効率的かつ効果的な事業運営を目指していくこととします。

## (2) 子育て支援センター事業の今後の方向性

### ①現状と課題

市内 12 か所（公立 5 か所、民間 7 か所）で事業を実施しており、全ての町域で子育て支援センター事業を実施しています。公立で実施している 5 か所のうち 4 か所が放課後児童クラブと同じ場所で事業を実施しており、乳幼児の利用スペースを確保しているものの、平日の放課後や小学校の長期休業期間中など、放課後児童クラブ利用時間と重なる時間帯の利用率が低下している状況となっています。

### ②今後の方向性

本市では、平成 27 年 12 月に策定した「登米市市立幼稚園・保育所整備再編方針」に基づき認定こども園の整備を進めています。認定こども園には、「地域における子育て支援を行う機能」を備えていることから、地域におけるより身近な認定こども園において子育て支援センター事業を実施することとします。

また、南方子育てサポートセンターを中核施設と位置付け、民間事業者との情報交換・情報の共有化を図り、連携を深め、相乗効果による事業の質の向上を目指します。

### ③利用者ニーズを踏まえた実施

週 5 日型での実施を基本とし、利用者ニーズを踏まえ、適切な実施方式を検討することとします。迫町域以外は町域に 1 か所での実施を基本とします。

町域	名称	こども園での実施	令和 4 年度の実施方式
迫	迫子育て支援センター		週 6～7 日型
	ルンビニー園（民）		週 3～4 日型
	子育て支援センター錦（民）		週 5 日型
登米	登米子育て支援センター（民）	○	週 5 日型
東和	東和子育て支援センター（民）	○	週 5 日型
中田	中田子育て支援センター		週 6～7 日型
	くまさんのおうち（民）	○	週 5 日型
豊里	豊里子育て支援センター	○	週 5 日型
米山	米山子育て支援センター		週 6～7 日型
石越	石越子育て支援センター（民）	○	週 5 日型
南方	南方子育て支援センター		週 6～7 日型
津山	津山子育て支援センター（民）	○	週 3～4 日型
合計	12 か所	6 か所	

※ 「名称」欄の「(民)」は、民間事業者が運営（令和 4 年度現在）

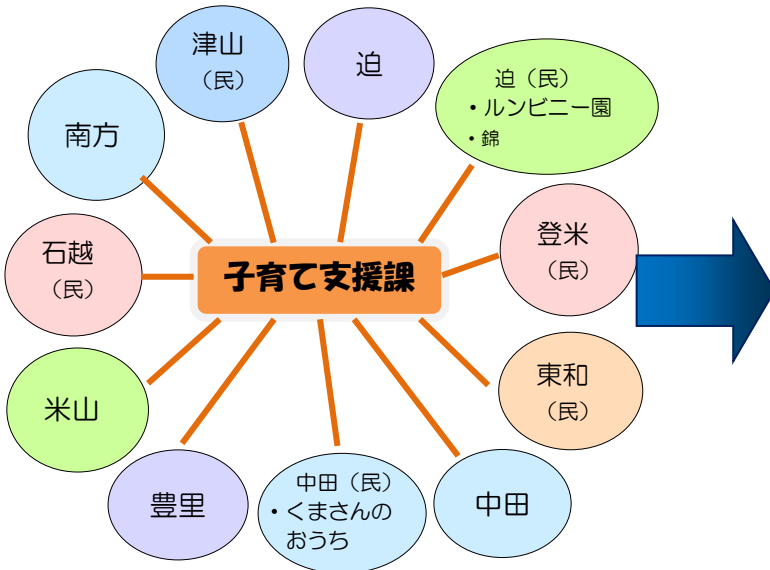
※ 「週 3～4 日型」、「週 5 日型」、「週 6～7 日型」とは、国庫補助金における実施要件の開催形態

※ 石越子育て支援センターは、令和 3 年度から民間事業者が認定こども園で実施

## 体制図(イメージ)

### 《現在の状況》

各施設においてそれぞれの事業を実施

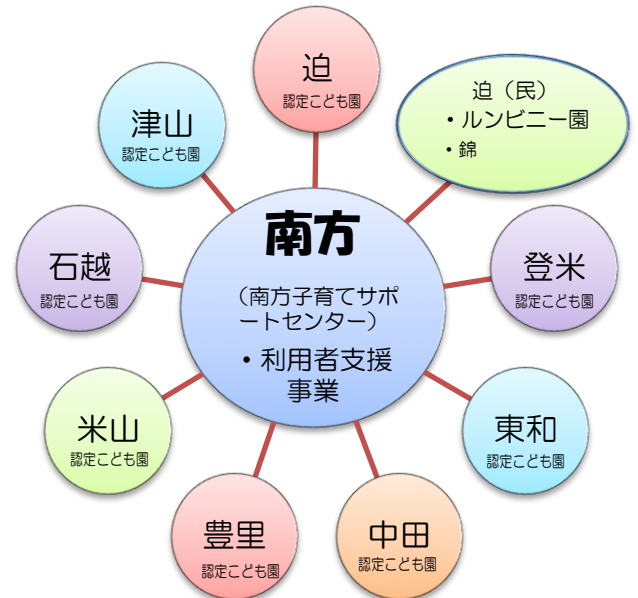


#### \* 利用者支援事業

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・援助等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援する事業。

### 《今後の体制図》

南方子育てサポートセンターを中核施設として、情報提供や相談体制の連携を図る。



**登米市福祉事務所子育て支援課**

〒987-0446

宮城県登米市南方町新高石浦 130 番地

電 話 : 0220-58-5562

F A X : 0220-58-2375

E-mail : [kosodateshien@city.tome.miyagi.jp](mailto:kosodateshien@city.tome.miyagi.jp)